

## 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事実施要領

### 1. 趣旨

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験が客観的に評価されることで、技能者の適切な処遇につなげる仕組みである。公共工事の品質確保のため、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することは、発注者が果たすべき責務となっている。

本要領は、CCUSの活用の促進に向け、日本下水道事業団が発注する工事において、建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事（以下CCUS活用工事という。）の試行を実施するために必要な事項を定め、もって、CCUS活用工事の試行の円滑な実施に資することを目的とする。

### 2. 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

#### (1) 対象期間

現場の稼働している期間をいう。

なお、休日、祝日、年始年末、夏期休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間は含めない。

#### (2) 下請企業

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。

#### (3) 技能者

下請企業の従業員で、建設技能者として就労するものをいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内のものを除く。

#### (4) カードリーダー

技能者の就業履歴情報の登録に対応したICカードリーダーをいう。

#### (5) CCUS登録事業者

下請け企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。

#### (6) CCUS登録技能者

技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。

**(7) 登録事業者率**

CCUS 登録事業者の数／下請企業の数

**(8) 登録技能者率**

CCUS 登録技能者の数／技能者の数

**(9) 就業履歴蓄積率**

建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数

**(10) 計測日**

登録事業者率、登録技能者率、就業履歴蓄積率を計測する日をいう。

**(11) 平均登録事業者率、平均登録技能者率及び平均就業履歴蓄積率**

計測日における登録事業者率、登録技能者率、就業履歴蓄積率の平均値をいう。

**3. CCUS 活用工事**

**(1) 試行方式**

対象工事において、契約後、受注者が現場着手前に発注者に対して CCUS の活用に取り組む旨を希望する工事を対象とする。

試行の対象は原則、全ての工事を対象とする。

**(2) 対象工事**

工事ごとの対象の有無は、入札公告による。

**(3) 実施方法**

発注者は、「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」である旨を別添 1 のとおり公告時の資料及び特記仕様書に明示する。契約後、受注者が CCUS 活用工事の実施を希望する場合は、現場着手前までに工事打合せ簿により、別添 2 「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」実施届出書を監督職員に提出し、その旨報告する。

**(4) CCUS 活用工事の積算上の取扱い**

CCUS に係る費用等（登録費用、カードリーダー等の設置費用、CCUS 現場利用料（カードタッチ費用））は、受注者の負担とする。

**(5) CCUS 活用工事としての実施内容**

受注者は、対象期間、CCUS 活用工事として以下の内容について実施するものとする。

- 1) カードリーダー等の設置及び運用
- 2) 指標の計測

CCUS 活用状況の把握のため、受注者は登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率の各指標の計測を行う。なお、各指標の目標基準値は定めない。

**(6) 実施状況の確認**

- 1) 受注者は、カードリーダー等を現場に設置した際、設置状況が分かる写真を撮影し、監督職員に提出するものとする。
- 2) 各指標の計測は、現場工事の開始日から工事が完了するまでの期間中に 2 回以上計測を行う。なお、計測の間隔は原則として、概ね 1 か月以上の間隔をあけること。

具体的な計測日は、受発注者協議のうえで決定する。計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに計測日における指標の結果を監督職員に提出する。

なお、計測日における指標の算定の根拠となる資料（施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿、その他現場に入場している事業者数・技能者数を発注者が客観的に確認できる資料及びCCUSによって受注者が当該計測日において出力した現場の帳票データ等）についても結果とともに提出すること。また、受注者は、最終計測日の測定完了後、平均登録事業者率、平均登録技能者率及び平均就業履歴蓄積率を算出し、監督職員に結果を工事打合せ簿に別添3「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」実施報告書を添付し、提出すること。

#### **4. 実施内容を達成した場合の工事成績評価における評価**

受注者が3.（5）（6）に掲げる実施内容を適切に実施した場合は、工事成績評価の主任監督員の創意工夫【その他】の項目で、1点加点評価する。

なお、受注者の都合によりCCUSを活用しない場合、又は活用を希望したが実施内容を実施できなかった場合であっても、工事成績評価を減点する措置は行わない。

#### **5. その他**

この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

#### **6. 試行の実施**

この要領は、令和8年4月1日以降に公告する工事から適用する。

## 記載例

## 1. 入札公告への記載例

省略		
3.9	その他	
3.9.1	入札方式	電子入札・〇〇審査案件
省略		
3.9.〇	「週休2日制適用工事」試行対象工事	有・無
3.9.〇	余裕期間の施行工事	有・無
3.9.〇	「建設キャリアアップシステム活用工事」試行対象工事	有
省略		

※入札公告の「3.9 その他」に「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」試行対象工事の有無を追記する。

## 2. 特記仕様書記載例

「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」の適用

本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用を希望したものを対象とする試行工事である。実施内容および方法は、「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事実施要領」による。

別添 2

令和 年 月 日

日本下水道事業団  
主任監督員  
氏 名 殿

受注者 現場代理人  
氏 名

「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」実施届出書

「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」の実施について、次の通り希望します。

工 事 名：

現場着工予定日：

備 考：

（注）

- （1）現場着工前までに、主任監督員又は施工側の主任監督員に提出する。
- （2）「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」実施要領に基づき実施する。

令和 年 月 日

日本下水道事業団  
主任監督員  
氏 名 殿

受注者 現場代理人  
氏 名

「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」実施報告書（第〇回）

1. カードリーダー設置状況（写真）

2. 計測日と指標の計測結果

計測日①：令和 年 月 日

登録事業者率 : 〇/〇 = 〇 %

登録技能者率 : 〇/〇 = 〇 %

就業履歴蓄積率 : 〇/〇 = 〇 %

計測日②：令和年月日

登録事業者率 : 〇/〇 = 〇 %

登録技能者率 : 〇/〇 = 〇 %

就業履歴蓄積率 : 〇/〇 = 〇 %

全計測日の結果の平均

平均登録事業者率 〇%

平均登録技能者率 〇%

平均就業履歴蓄積率 〇%

（注）

(1)本報告書は、各計測日ごとに主任監督員又は施工側の主任監督員に提出する。なお、全計測日の結果の平均は、最終の計測日の結果の報告書作成時に入力すること。

- (2)各指標は、小数点第2位を四捨五入すること
- (3)登録事業者率（CCUS登録事業者の数／下請企業の数）
- (4)登録技能者率（CCUS登録技能者の数／技能者の数）
- (5)就業履歴蓄積率（建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数）
- (6)平均登録事業者率、平均登録技能者率及び平均就業履歴蓄積率  
計測日における登録事業者率、登録技能者率、就業履歴蓄積率の平均値をいう。
- (7)根拠資料（施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿、その他現場に入場している事業者数・技能者数を発注者が客観的に確認できる資料及びCCUSによって受注者が当該計測日において出力した現場の帳票データ等）についても結果とともに提出すること。